

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年6月7日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 坪井 史憲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、現在使用している二酸化硫黄測定器（以下、「本機器」という。）における点検調整及び修理を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本機器の仕様及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 二酸化硫黄測定器の点検調整及び修理
- (2) 業務内容 二酸化硫黄測定器の機能・性能を維持するため、本機器の点検調整及び修理を実施する。
- (3) 履行期限 令和元年9月30日（月）

3 業務目的

本機器は、火山活動に関連してマグマから放出される二酸化硫黄ガスを観測する装置で、特定紫外線が二酸化硫黄ガスに吸収される性質を利用して、噴煙に含まれる二酸化硫黄ガスの濃度を遠隔測定し、火口から放出される二酸化硫黄の量を推算するためのものである。

二酸化硫黄放出量は火山体内のマグマ量に直接関係しているため、火山ガス観測は火山活動を評価する上で重要な観測項目の一つとなっている。さらに、二酸化硫黄ガス自体の人体への影響が極めて大きいことから、防災上注目される観測項目である。

以上のことから、活動的な火山において火山ガス観測を実施するために、本機器の機能・性能を維持することを目的として、定期的な点検調整を実施する。また、本機器のうち1台を修理し正常に復旧させることにより、火山観測業務の適正な遂行に寄与することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本機器は、当庁から発表する情報及び防災業務に使用する火山監視のための重要な装置であることを理解し、機器の動作確認やデータ校正作業等を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当庁で使用している本機器の性能、機能及び仕様を理解し、本業務を実施するための作業手順書に示す項目について、個々の要件を満足するような点検調整及び修理を行い、所要の性能を発揮させる技術及び設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検調整及び修理を完了する体制を有するとともに、点検調整及び修理後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

二酸化硫黄測定器の点検調整及び修理を実施した実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本機器に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有していること、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 吉田 松司

電話 03-3212-8341（内線 2578） F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年6月7日(金)から令和元年6月26日(水)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年6月27日(木)17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。